

2007年5月10日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年4月20日付けで諮問（第249号）された農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性及び第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人への通知を省略することの合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人への通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、昭和48年9月に藤沢農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し現在に至っている。整備計画は農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、市の農業施策の根幹をなす重要な計画で、各事業はこれに基づいて実施している。

現在この整備計画の立案及び維持管理等については、農業振興地域内の図面を平成12年に調製したものを使用している。農業振興地域内は市街化区域と比較した場合には変動は少ないものの、相続等による土地の分筆や公共事業等の実施により毎年土地利用の状況等が変化している。

また、農振法では、農業振興地域についておおむね5年に一度整備計画に関する基礎調査を現況及び将来の見通しについて行うものとされており、本市において平成19年度がこの調査を実施する年にあたるものである。

そこで調査の実施年に併せ、農業振興地域内の土地利用の現況把握及び整備計画等の基本となる土地管理図面等に利用する資料とすること及び基礎調査実施以降の土地利用状況の変化等により、管理図面変更の必要が生じた場合随時に、資産税課が保有する地番図の提供を受けることにより、土地利用の状況把握や経年変化等情報の共有化並びに費用削減が図られることになり、農業行政全般の効率化を進めることができるため諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

整備計画の資料として、1/10000程度の図面及び1/2500程度の図面を整備するものとされており、従前までは外部委託によって調製してきたが、資産税課が保有する地番図を利用することで合理的に行政事務を進めることができるため、個人情報を本人以外の者から収集し、目的外利用するものである。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

地番図については、資産税課において地方税法等の規定に基づき課税資料として調製されたものであるが、国土調査法第21条第2項の規定により一般に公開される地籍図が調製されるまでの間、国土交通省公共測量作業規程と同等の藤沢市地番図等作成基準に基づき作成されたものであって、「一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する職務上知り得た事実を指すもの」に該当せず、地方公務員法及び地方税法に規定される秘密に該当しないものである。

農業水産課では、収集した地番図を整備計画の管理図面として農用地区域の指定や農業振興上の企画立案等に用いるものであり、農業振興地域全域の図面となることから件数が膨大になり、個別での本人通知には、その費用、労力ともに非合理的であることから、広報に掲載することで本人通知を省略するものである。

(4) 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報
資産税課が保有する地番図。

資産税課が保有する地番図は、地方税法第380条第3項の「市町村の条例の定めるところにより固定資産の評価に関して必要な資料」として備えられているものである。地番図は地番が特定されることにより他の情報と照合することができ、条例第4条第1項第1号の規定により個人情報とされるものである。

イ 目的外に利用する個人情報の受領方法

地番図を次の区分により紙データとして打ち出すものとする。

(ア) 地区（町名毎）

用田，宮原，葛原，菖蒲沢，打戻，瀬郷，遠藤，長後，下土棚，高倉，
円行，今田，西俣野，藤沢（立石・白旗），亀井野，石川，大庭・稲荷。

(イ) 縮尺

1 / 2500

(ウ) 地図の向き等

原則南北で用紙の上下を合わせる。範囲等詳細は協議のうえ決める。

ウ 安全対策について

地番図は、農業水産課の職員が自ら農業行政全般にかかる土地利用状況等企画維持管理図として利用するものとし、次のとおり個人情報の管理を行う。

(ア) 引き渡しを受けた目的以外には利用しない。

(イ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理する。

(ウ) 不要となったときは、速やかに廃棄する。

(5) 実施時期

2007年（平成19年）5月25日（広報ふじさわ掲載日以降とする。）

(6) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

- (1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

整備計画の資料として、1/10000程度の図面及び1/2500程度の図面を整備するものとされており、従前までは外部委託によって調製してきたが、資産税課が保有する地番図を利用することで合理的に行政事務を進めることができる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

地番図については、資産税課において地方税法等の規定に基づき課税資料として調製されたものであるが、国土調査法第21条第2項の規定により一般に公開される地籍図が調製されるまでの間、国土交通省公共測量作業規程と同等の藤沢市地番図等作成基準に基づき作成されたものであって、「一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する職務上知り得た事実を指すもの」に該当せず、地方公務員法及び地方税法に規定される秘密に該当しないものである。

実施機関では、収集した地番図を整備計画の管理図面として農用地区域の指定や農業振興上の企画立案等に用いるものであり、農業振興地域全域の図面となることから件数が膨大になり、個別での本人通知には、その費用、労力ともに非合理的であることから、広報に掲載することで本人通知を省略することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上